

新型コロナウイルス感染症対策
河津町マイクロバス貸出運用基準

令和3年7月28日
令和4年1月12日改正
令和5年3月13日改正
総務課長

1 共通事項

1. 使用者が遵守すべき事項

- ・手指消毒は使用者において実施する
- ・事前に検温を実施し、体温が平熱よりも高い人、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人は利用を控える

2. 運転手が遵守すべき事項

- ・手指消毒を実施する
- ・事前に検温を実施し、体温が平熱よりも高い場合、風邪の諸症状がある場合、体調が悪い場合は運転手を交替する。替わりの運転手が手配できない場合は運行を中止する
- ・適宜、車内の換気、消毒を実施する

※上記1. 2ともにマスク着用は各個人の判断とする。

2 国評価レベル1（感染小康期）
国評価レベル2（警戒を強化すべきレベル）の場合

1. 使用許可対象
2. 乗車移動範囲
3. 乗員人数

制限なし

3 国評価レベル3（対策を強化すべきレベル）の場合

1. 使用許可対象
制限なし

2. 乗車移動範囲

基本的に県内のみ

県外の訪問においては、訪問先の感染状況に応じて利用者と協議のうえ許可する。

3. 乗員人数

制限なし

ただし、2人用座席に2人で着席した場合は、可能な限り窓を開けるなど感染予防を徹底すること

4 国評価レベル4（避けたいレベル）の場合

1. 使用許可対象

町が主催（共催）する事業

小・中学校、幼稚園が行う授業・部活動・保育等の事業

ただし、町内者に限る

2. 乗車移動範囲

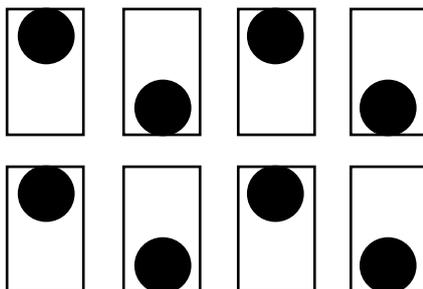
近隣7市6町

（下田市、伊東市、熱海市、伊豆市、伊豆の国市、三島市、沼津市、河津町、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町）

3. 乗車人数

14人以内（運転手除く）とする

原則として、座席は2人用座席に1人で着席し、前から左右交互に着席する（イメージ）



5 その他の事項

その他特殊な場合は、総務課と担当（所属）課で協議をする。